

中央環境審議会循環型社会部会
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会
産業構造審議会産業技術環境分科会
廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ
第6回合同会議 議事録

日時 平成30年1月9日(火)15時00分～16時30分

場所 大手町サンスカイルーム 24階 E室

1. 開会

○田村管理官 それでは、定刻となりましたので、ただ今から中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議の第6回会議を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本会議の事務局を務めさせていただいております、経済産業省環境指導室の田村でございます。合同会議の座長と司会進行は、専門委員会とワーキンググループで交互に務めることとしており、今回はワーキンググループ側で務めることとしております。議事に入りますまでの間、本日は私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は専門委員会委員の島村委員、高村委員、森谷委員から御欠席の御連絡を頂いております。

続きまして、配布資料の御確認をお願いいたします。議事次第に記載されております配布資料、議事次第とともに配布資料、参考資料はお手元のタブレットから閲覧できますので、それぞれ御確認をお願いいたします。操作に御不明な点などがございましたら、いつでも事務局にお知らせください。よろしゅうございましょうか。もし何か途中で不都合等がございましたら、遠慮なくお知らせいただければと思います。

それでは議事に入ります。報道関係の方の写真撮影は、ここまでとさせていただきます。

それではこれ以降の議事進行は、本日は中村座長をお願いいたします。中村座長、よろしくお願いいたします。

○中村座長 それでは議事進行を務めさせていただきます。皆様、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

この合同会議は、特定有害廃棄物の輸出入等の規制の在り方について検討するということを目的としております。前回は8月でしたが、開催した第5回会合で、特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等について検討会にタスクアウトし、小島委員を座長として検討会で議論して行くということにまとまりました。今回は御議論いただいた結果を踏まえて、その結果内容について本会議で議論するということになっております。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速議事に入りたいと思います。議題（１）特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会とりまとめについて、事務局の方から御説明をお願い申し上げます。

２．議題

（１）特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会とりまとめについて

○青柳課長補佐 資料１－１を御覧下さい。８月３日の第５回合同会合で特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の詳細ルールについてタスクアウトいただきまして、９月から１１月にかけて月１ペースで全３回、検討会を開催いたしました。当該検討会の議論については、資料１－２にとりまとめさせていただいております。

それでは資料１－２を御覧下さい。御検討いただいた事項については、２スライド目を御覧いただけますでしょうか。大きく分けまして四つございます。

まず１点目としてバーゼル対象物の見直しについて、この事項は内容が多岐にわたっておりまして三つに分かれます。グリーン対象物である廃電子基板の輸入手続の簡素化に関する整理、雑品スクラップのような混合物の取り扱いと濃度基準について、シップバックに係る論点について、以上３点でございます。

二つ目に輸出の際の環境大臣の確認基準について、三つ目に輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について、最後に試験分析目的での輸出入の円滑化について御議論いただいております。

それではスライド３ページ目を御覧ください。合同会議報告書の抜粋を載せさせていただいております。輸入においてはグリーン物、アンバー物ともに手続の簡素化が必要として御議論いただいております。ただし、輸入手続を簡素化するに当たって、必要最低限の措置をどうすればいいのかご検討いただくということで、検討会にタスクアウトされているものでございます。

４スライド目を御覧ください。合同会合にてグリーン対象物はバーゼル物ではないという整理を頂いておりましたが、検討会では必要最低限の措置は、では何をすれば良いのかということをご検討いただいております。検討会での御意見として、トレーサビリティは確保すべきというものと、一方で、簡素化の趣旨からは外れないように留意すべきという御指摘を頂いております。

これら御意見を踏まえまして、ピンクの囲いで囲われた部分に対処方針としてとりまとめてさせていただいております。グリーン対象物については、移動書類又はこれに類する書類を携行してもらう等の取り扱いといたしまして、トレーサビリティの確保に関する努力規定を告示等に設けることとしております。

「これに類する書類」というものは、従来の商取引等で活用されている伝票といったものを想定しておりまして、国が様式を定めるというのではなく、まさに通常の業務として取り扱っていらっしゃる伝票等で、トレーサビリティは十分に確保できるということとしております。既に一部事業者にて取組を進めていらっしゃるということも伺っておりまして、国としてもこれらの活動については、国際的にも積極的に情報発信を行うことにし

てまいりたいと思っております。

続きまして、雑品スクラップ等の混合物の取り扱いです。スライド6ページ目を御覧ください。雑品スクラップについては、バーゼルの手続を経ずに不適正に輸出されているのではないかという懸念のもと、取締り現場での迅速な規制対象物の特定を実現することに加えて、告示に規定されている規制対象物の法的根拠をより明確化すべきということをタスクアウトいただいております。

7スライド目を御覧下さい。現場におきまして雑品スクラップを客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断を行えるよう、判断基準をどのように、告示ではなく省令に規定するかということについて検討いただいております。

8スライド目に対処方針をとりまとめさせていただいております。雑品スクラップに規制対象物がまざっていた場合は、まずはバーゼル対象物という整理を取らせていただくこととなりました。規制対象物は除去しない限り、バーゼルの手続を取っていただくということになります。

そして、規制対象物については省令に明記することとしまして、雑品スクラップに混入されることの多い使用済家電としまして、家電リサイクル法の4品目、小型家電リサイクル法の28品目をまずは対象といたします。この合わせて32品目については、廃掃法のヤードの届出を行っていただく必要のある「有害使用済機器」の範囲と全く同一のものでございます。スライド9ページ目に32品目の一覧を掲載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

これに加えまして、バーゼル法の判断基準となる、まさに有害性という観点から、上記の品目と同種の業務用機器につきましても対象とさせていただく整理といたしております。また、給湯器、配電盤、UPS、黒モーターも規制対象物としております。後ほど個別スライドで追加された4品目の有害性について御説明させていただければと思います。

最後に電池及び廃電子基板については、既にバーゼル対象物として告示に明記をされておりますが、あらためて省令にて明記することとしております。

ただ今挙げさせていただきました規制対象物については、法の執行状況を踏まえながら必要に応じて適切な見直しを図る予定でございます。

10ページ目を御覧下さい。給湯器以下、バーゼル条約のどの規制対象物なのかをまとめさせていただいております。これらの4品目は、11スライド目にご覧のように、バーゼル法の輸出入の該非判断を事前に相談する事前相談窓口にも相談が寄せられているものでございます。

12スライド目を御覧下さい。給湯器ですが、バーゼル法基準値の0.1%を超える鉛が部品から検出されておりますし、スライド13番目、配電盤にも電線被膜等に鉛が含まれている可能性がございます。

スライド14ページ目、UPSについては、まさに鉛バッテリー電源を内蔵しておりましてバーゼル法の対象物であるということ、15スライド目、黒モーターについても、冷凍機油というバーゼル対象物が使われていることに加えまして、火災等に影響を及ぼすと考えられます。以上を踏まえ、当該4品目を追加させていただいております。

16スライド目を御覧ください。該非判断のフロー図をお示しさせていただいております。輸出貨物において、まずは規制対象品目が含まれていないかどうか、確認をさせてい

たきます。規制対象品目は右上の方にまとめさせていただいております。家電・小電リサイクル法の対象品目 32 品目と、新たに追加された 4 品目となります。

これら規制対象品目が含まれている場合には下にお進みいただきまして、濃度基準を超えないことを輸出事業者が化学分析等で証明できるのであれば、規制対象外となります。当然、鉛フリーの家電等も増えておりますので、濃度基準を超えていない場合は対象外となります。反対に、濃度基準を超えていないかどうかの説明ができないということになりますと、バーゼルの手続を取っていただくこととなります。

また、規制対象外を除去した後も現在告示等で規制されている有害物を有している物質を含んでいる場合、例えば水銀を含んでいる電池等については規制の対象ですので、判断基準 3 に照らし合わせてバーゼルの手続を取っていただくような形になります。

続きまして、バーゼル物の範囲についてのもう一つの論点である濃度基準について御説明いたします。スライド 17 ページ目を御覧ください。御議論いただいた点は 2 点ございまして、一つ目が有害廃棄物について化合物を大量に列挙している場合、個別の化合物について試験方法が確立されていないものもある中、どのように分かりやすく整理するのかという点と、二つ目、有害物質の含有量を「重量パーセント」を用いていたのですが、分母をどう規定するのか、明確な指針がなく、雑品全体の山を分母としてしまった場合、濃度が自動的に低くなりますので、バーゼル非対象物として扱われてしまうケースもあったということもございまして、今回あらためて規制すべく御議論いただいております。

頂きました御意見を踏まえまして、スライド 18 ページ目を御覧ください。鉛やヒ素といった単体が規制対象となる金属については、個別の化合物を列挙するのではなく、鉛であれば鉛元素の濃度を測定することとする整理にしております。ただし、有機化合物といった個別の化合物そのものに有害性が認められる場合は、従来のサービス告示のとおり、個別物質にて評価することとしております。

後者の化合物の大量列挙という課題については、運用上、どのように試験を実施するのかといった課題が解決されないまま残っておりますので、将来の課題として今後の見直しの際に再度検討することとさせていただいております。

また、ダイオキシン類については、コプラナー PCB が入っていないという御指摘もありまして、現在の国内法令の規制の状況を踏まえまして、物質の追加、濃度基準等の見直しを行うこととしております。

また、濃度測定における分母は「構造的に分解可能な最小の製品単位」とさせていただくことにし、例えば基板、モーターというように明確化することとしたいと考えております。

スライド 19 ページ目ですが、先ほどの「総体評価」できるものと「個別物質評価」という形で多量の化合物の記載が残ってしまっているものとを、表としてお示ししたのになります。

併せましてスライド 20 ページ目、総体評価が可能なものとして鉛の例をお示ししております。鉛のような化合物を大量列挙していたものを、鉛元素という形でまとめさせていただいております。

続きまして、シップバックの防止について御説明いたします。22 スライド目を御覧ください。合同会議報告書にて、我が国ではバーゼル条約非対象物であって、輸出先国にてバ

バーゼル条約の対象物であることが明確である場合において、当該輸出先国向けのものをバーゼル法の規制対象とする方策について、検討すべきとされていたものでございます。これを受けまして、具体的な輸出先と規制対象物をどのように規定するか、御検討いただきました。

スライド 23 ページ目を御覧ください。我が国が規定しているバーゼル対象物と輸出先国が規定するバーゼル対象物が一致せず、シップバックとなってしまう場合において、次の三つの条件に合致するものについて、環境省令に記載するものといたします。

一つ目が、シップバックが繰り返し起こり、国際問題に発展するおそれがあるもの、二つ目が、有害廃棄物の定義が異なっており、なおかつ我が国より厳しい規定となっていること、三つ目が、輸出先国の規定が明確で、一担当者といった個人の見解によるようなものではないものであること。

この方向性に従いまして、香港向けの電気電子機器について指定することといたします。また、その他の国については、今後必要が生じた際に随時検討することとしたいと思っております。

続きまして、輸出の際の環境大臣の確認基準について御説明いたします。スライド 25 ページ目を御覧ください。使用済の鉛蓄電池につきましては、輸出の場合、相手国が OECD の加盟国であれば、環境大臣の確認は今まで必要がございましたが、我が国から輸出された使用済鉛蓄電池が OECD 加盟国にて一昨年前、不適正に処理されるということがございまして、輸出先国が OECD 加盟国、非 OECD 加盟国に限らず、使用済鉛蓄電池であれば環境大臣の確認を必要とすべし、と合同会議報告書で方向性をお示しいただきました。

加えまして、的確な審査を行うためにも、環境大臣の審査基準を明確化すべきと整理いただいております。

また、シップバックが起こった際に、輸出者が貨物を日本に持ち帰るための資力がないということを避けるために、当該輸出に係る資力の保証に関する書類の提出を求めるべきとの御指摘を頂いております。

これを受けまして、スライド 26 ページ目を御覧ください。環境大臣の確認基準について具体的に御議論いただきまして、スライド 27 ページ目の中欄に詳細を記載させていただいております。既に書類については、今までも同様のものを提出していただいておりますので、事業者の負担が増えるものではありません。今回あらためて確認基準を外部に向けてお示しさせていただくものでございます。

具体的には、運搬者や処分者が相手国の法令を適正に遵守していることを前提といたしまして、経理的基礎を有し、排水、残さの処理等が我が国において環境の保全上、求められる水準を下回らないように行われていること等を基準としております。

続きまして、資力保証についてスライド 28 ページ目を御覧ください。資力保証については EU の例を参考にさせていただきまして、スライド 29 ページ目にご覧いただけますように、提出書類として、どのくらいシップバックによる費用が必要か、計算式に基づいて提出いただき、その費用を支払うことを証する銀行保証や保険等をお示しいただくこととしております。

具体的な計算式はスライド 30 ページ目にお示ししております。従来は事業者ごとに個

別に計算いただいておりますが、運搬単価、処分単価、保管単価に輸出するトン数を掛けて必要金額を算出いただくことと整理いたしました。処分単価につきましては、有価物の場合、マイナスになってしまうということもございますので、0として計算いただくとともに、EUの例に倣いまして安全係数を掛けることとしております。この1.2という数字についても、EUの例を参考として設定させていただきました。

続きまして、認定制度でございます。32スライド目を御覧ください。輸入するアンバー物に対する制度でございまして、輸入事業者と処分事業者に、バーゼル法に基づく輸入承認を不要とするものでございます。具体的には、両事業者の認定基準の規定ぶりについて御議論いただいております。

34スライド目を御覧いただけますでしょうか。認定範囲のイメージを記載させていただいております。ピンクに着色されている部分が輸入事業者の認定範囲になります。輸入事業者の認定基準として、まずは認定を受けた処分事業者に向けた輸入であることに加えまして、当然、当該輸入を的確に行うだけの知識、経験、経理的基礎があることが求められます。加えまして、運搬についても環境上、適正に行われることが求められております。

処分事業者におきましては、再生利用等事業者の認定を受けていただくことになりますが、認定の基準としては、当然、再生利用等を的確に行えると同時に、残さの処理といった環境保全上、適正であることが求められております。

また、このスキームにおいて前処理といった中間処理を行う場合においては、当該中間処理事業者の方も認定を取っていただくという整理にさせていただいております。

スライド35ページ目を御覧ください。輸入事業者の認定基準についてまとめております。先ほどの説明のとおり、再生利用等事業者、いわゆる認定を受けた処分事業者と組んでいただいた輸入が対象となります。また、知識を有するという面から、過去3年に外為法による輸入承認を受けた方が対象となります。よって本事業を初めて行うという方は、まずは外為法の輸入承認を取っていただくこととなります。最後に運搬の基準ですが、スライド36ページ目にまとめさせていただいております。これらの基準については、廃掃法に基づく産廃収集運搬業の許可基準に内包されているものと考えまして、事業者の過度な負担とならないために、当該許可を既に有する事業者におかれましては、許可証の写しを提出していただくことをもって確認させていただくことを考えております。

もちろん産廃収集運搬業の許可を取っていないくても、認定の基準の通り、運搬物が飛散、流出しないように措置していただくのと同時に、運搬に係る騒音、振動、悪臭といった生活環境保全上、支障のないものであり、運搬物の性状に応じた措置を取っていただくことをお示しいただければ、問題なく認定させていただくこととしております。

続きまして、スライド37に再生利用等事業者の認定基準を記載しました。輸入事業者と異なりまして再生利用等事業者におかれましては、過去3年に認定に係る特定有害廃棄物を処理した経験があることをお示しいただくとともに、再生利用等の基準を満たすことが条件となります。要するに銅の再生処理として認定を受けるのに、金の再生処理の経験しか持たないというようなことである場合は、まずは金の再生処理ができることをお示しいただくことが必要となります。

その上で、これも輸入事業者同様に事業者の負担軽減という観点から、既に廃掃法の産廃処分施設の許可を取っていただいている事業者におかれましては、許可を取る際に提出

した書類一式を御提出いただくことをもちまして、新たに必要な書類を作成するといった手間を軽減させていただきたいと考えております。当然のことながら、施設が構造上、安全であること、また、排水、排ガス、残さを的確に処理いただいているといった基準を満たすことをお示しいただければ、この認定をとるために新たに廃掃法の許可を取っていただく必要はございません。

39スライド目を御覧ください。外為法による都度の承認を行わないかわりに、1年に1回、定期報告をしていただくこととしております。認定時に提出していただいた書類のうち、変更があったものに加えて、輸入した特定廃棄物等の種類、量、輸入国といったものを再生利用等事業者ごとに、再生利用等事業者は輸入事業者ごとに御報告いただきまして、役所の方で突合して、問題がないかどうか確認させていただくことを予定しております。

最後に、試験分析目的での輸出入の円滑化について御説明いたします。スライド41ページ目を御覧下さい。報告書にて、OECDやEUの制度を踏まえ、試験分析を目的とする輸入については手続を簡素化すべきであり、輸出についても、法の抜け穴とならないように留意しつつ、通常の手続より簡易に輸出が行われるようにすべきとまとめていただいております。

これを受けまして、42スライド目を御覧ください。相手国がOECD加盟国の場合、有害廃棄物の重量が25キログラム以下の場合であってかつ、試験分析目的であれば、輸出、輸入、双方ともにバーゼルの規制対象外といたします。相手国がOECD非加盟国の場合は、25キログラム以下であれば輸入は規制対象外といたしますが、輸出は途上国へ出ていってしまうということもあり、引き続き規制の対象とさせていただければと思います。

これが、下の表でお示ししている三つの規制緩和をしました赤い囲いの部分になります。25キログラムを超えるものの輸出入については、相手国如何にかかわらず、引き続き規制対象といたしますが、手続の簡素化を図ろうと思っております。

スライド43番目を御覧下さい。試験分析目的であり、なおかつその量が25キログラムを超えるものであっても、必要最低限の量であること、また、残さの処理等がきちんとなされることといった確認事項とし、項目を少しでも簡素化できたらと考えております。駆け足となりましたが、以上で検討会のとりまとめについて御説明させていただきました。

○中村座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に関して、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。名札を立てていただければと存じます。最初、御質問、御意見を受ける前に、この検討会で座長をしていただいて、とりまとめられました小島先生、何か付け加えることがありましたら是非。

○小島委員 特に付け加えることはありません。事務局から御説明いただいたように、合同会議から託された検討内容をまとめてさせていただきました。基本的にはバーゼル条約で定められていることをきちんと日本で遵守していく、そういうような内容ですし、また、日本の適切にリサイクル、資源回収できるような施設を有効活用して、国際的にも有害廃棄物を適切に処理、処分していくということに貢献できるような内容になっていると考えております。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。それでは名札を立てていらっしゃるのは、佐藤委員からお願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。雑品スクラップのヤードで問題になるものの品目の一覧は、スライドの9ページが指定する品目の一覧だと思います。私はこの中で、やはり鉛バッテリーが入っていないということが問題なのではないかなと思っています。鉛を含有しているということは、それだけで、倒れたりすると土壌汚染を起こしますし、それから雑品の金属中に混じっている環境汚染、不適正な処理が発生する環境を考えると、このリストに鉛バッテリーを入れていただきたいと思います。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。それでは次に清水委員、お願いします。

○清水委員 日本鋳業協会の清水でございます。我々日本鋳業協会は、皆さん、御存じだったと思いますけれども、こういったリサイクル品の処理に関して密接にかかわっている、製錬所を持っている会社が加盟会社でございます。これまで委員の先生方、それから経産省、環境省の方々、このバーゼル法の改正に当たって、政省令の改正に当たって非常に前向きに御検討いただきまして、まず感謝申し上げたいと思います。

それから我々協会及び協会の加盟会社の活動を、今後計画している活動について御紹介させていただきたいと思います。関連するところはスライド4ページのグリーンリスト対象品に関してでございますが、トレーサビリティの確保をすべきというような御指摘を頂きまして、製錬所を持っている会社関係の方々とこれまでいろいろ議論をさせていただきまして、我々日本鋳業協会としましてグリーンリスト対象品の輸入品に関するガイドラインを作りまして、適正処理と、それからトレーサビリティの確保に取り組むこととしております。

このガイドラインに基づく活動は、具体的には今年の4月から運用を開始したいと思っています。大まかなガイドラインの構想はもうできていまして、協会のホームページにも公開する予定にしております。

また、ここにも、4ページの下の方にも書いていますように、経産省や環境省の方々のところで国際会議等があればアピールしていただきたいということで、英語版の作成も考えているところでございます。

また、そのCA、Competent Authorityであります環境省のところには、相手国からの問い合わせ等があれば、それに対する対応もまたよろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。それでは森口委員、お願いします。

○森口委員 ありがとうございます。小島委員をはじめ、検討会の方で細部にわたり御検討いただきまして、ありがとうございます。全体としては非常に詳細に詰めていただいているかと思います。1、2、分からない点がありますので教えていただきたいと思います。

先ほど佐藤委員からの、9 ページ目の品目の中で鉛バッテリーが必要ではないかというお話があったんですけども、その前提というか、その前段として、8 ページのスライドの、三つ目のポツと四つ目のポツの関係をちょっともう一度教えていただきたいんですけども、9 枚目のスライドに書かれているのは、三つ目の区切りの廃掃法上の 3 2 品目と書かれていて、ここの末尾には「廃棄物処理法との一体的な措置を図る」と書かれているわけですね。その後に、四つ目に「これに加え」ということで4 品目書かれていて、ここには無停電電源装置が含まれていて、これに含まれると鉛バッテリーは含まれるという構造になっているわけですね。ですから、鉛バッテリーに関して言えば、無停電電源に含まれていれば含まれるんだけど、単体であれば含まれない、というロジックはどういう、そういうことではないのかどうか、ちょっとそのところがどうなっているのかということと。

それから「廃棄物処理法との一体的な措置を図る」のであれば、四つ目のポツにある 4 品目がなぜ、では廃棄物処理法側の対象品目にならないの。これは何か環境省の方でそのように抵抗されたのであれば、それは全くまずいことだと思います。やっぱり一体的措置ということであれば、両方の法律の中で不整合があるということが、そもそもこの検討の中での出発点であったかと思いますので、なぜここだけ違う建て付けになっているのか、その辺りの御事情を教えてくださいなと思います。

○中村座長 それではもう一方、崎田委員から御質問を受けて、それから回答をお願いしたいと思います。

○崎田委員 ありがとうございます。私の方からは質問ではなくてコメントなんですけれども、先ほどトレーサビリティのところに関して、しっかりと情報発信もしてほしいという事業者の方からのお話があって、その関連で思ったんですけども、トレーサビリティに関するガイドラインの部分と、もう一つ、後半で輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度という、こういう新しい取組で、やはり日本の国内での処理の質を高めるというような、こういう制度を今回しっかりと入れていただいたということは大変重要だと思っています。

やはりこういうことをしっかりと実施をした上で、先ほどの御発言と同様に、世界に発信する、あるいはその関連の御専門家の間にこういう流れをしっかりと定着をしていただくというのが、制度をしっかりと運用していただいて信頼を高めるということには大事だと思っていますので、よろしく願いしたいなと思っています。

○中村座長 ありがとうございます。それでは乗田委員、よろしくお願いします。

○乗田委員 今皆様の御意見を伺ってしまして、私ども鉄リサイクル工業会は、まさに雑品スクラップを現場で、中間処理をしている立場になります。私は、廃掃法改正のための検討会のオブザーバーもさせていただいておりますけれども工業会の立場としては、二法の改正の内どちらの方がより身近なのかなと考えておりました。

今感じておりますことは、このスライドでいきますと、まさに 7、8、9 に相当します

がバーゼル法の方がすっきりしたというか、特定有害廃棄物、つまり、家電品4品目と小型家電品28品目を加えた32品目に加えて、給湯器、配電盤、UPS、コンプレッサー、さらには電池等についても規制対象とすることで、これら対象物が鉄スクラップの中に混合物として混じっていたら、もう規制対象とするとうたっていただきましたので、私どもは非常にすっきり納得できました。

検討委員会の場合でも申しましたが、中国側の雑品スクラップに対する輸入規制が既に本格化しております。ですから、その両方が相まって、日本からは輸出できない、中国側はもう輸入しないということがはっきりしてまいりましたので、今幾つか御質問があった中、文言、細かい規定はもちろんきっちり、これから経産省、環境省の方で詰めていただくことになると思いますが、我々現場から見ますとすっきりしたと感じています。いわゆる外国系にわか雑品業者と呼ばれる人たちの数も、雑品スクラップがこれまでのように商売の対象とならなくなってきましたので事実上減ってきております。

あとは我々として、これから工業会の中で、各支部で経産省、環境省、両省の御協力を得て各地区で説明会を催してまいります、150万トンから200万トン、中国に輸出されていた雑品スクラップを国内で処理をしなくてはいけなくなるということでございます。ですから、それを現場で、どうやって我々はきっちり処理をするのかを考えなくてはなりません。

もう既に電気炉メーカーからは、去年の秋ぐらいから鉄スクラップの中に非鉄の混入が増えてきたとの苦情がきております。特に銅線の混入が目立ち、それに起因する製鋼上のトラブルが増えてきたというような御指摘も頂いています。ですから、これから我々現場として、どのようにきっちり処理をしていくかということで考えていかなければならないと考えております。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。それではここでいったん御質問を打ち切らせていただきまして、御回答はどちらから出されますか。

○青柳課長補佐 鉛バッテリーの御指摘を頂きましたが、鉛バッテリーにつきましては、既にもうバーゼル対象物という形でサービス告示の方に鉛バッテリー特有のバーゼル対象番号を付けておりまして、対象品目とさせていただいております。よってスライド16の判断基準の「規制対象物として省令に明記するもの」の中には入っていないのですが、当然のことながら判断基準3の中に入ってきておりまして、鉛バッテリーが混入されている場合には対象物となっていますということでこのように整理をさせていただいております。

UPSにつきましては、中に鉛バッテリーが入っているということもありまして、既に鉛バッテリーという形でバーゼルの対象物であることは告示にも明記させていただいておりますので、このような整理をさせていただければと思っております。

○中村座長 御回答はそれでよろしいでしょうか。あと、環境省さんからお答えになった方がいいのかな、森口委員への回答は。

○工藤課長補佐 環境省からお答え申し上げます。規制対象物のところ、廃棄物処理法と

バーゼル法のところでのずれというのを、佐藤委員、また、森口委員から御指摘いただきました。これは廃棄物処理法、バーゼル法、両法とも、検討会を回していく中でもかなり議論いただいたところです。

最終的に、やはりこれは雑品スクラップ対策を進める上で一体的な措置をするというのが最初のスタートでございました。最後の最後、数品目ずれが出た理由としましては、やはりバーゼル法は、あくまでも規制対象物の明確化であると。つまり、これまでもこれらの品目は規制対象物であった蓋然性は高いけれども、現場での即物判断が難しかった、あくまでも規制を明確化するという趣旨で書いているものでございます。一方で廃棄物処理法は、明確な記載を強化すると、これまで規制に入っていなかったものを規制に入れるところ、そこが大きな違いとしてございました。

様々な議論を頂いた中では、とりあえず規制強化の方に関しては、この4プラス28品目という、ある程度マクロのフローが把握されていて、今回の問題の中心にあることの蓋然性が高いということで、ここをまず指定していただいたというところかと思っております。

ただ、これが本当にこの雑品スクラップ対策及び国内の環境汚染問題に対して十分であるかどうかというのは議論が残ります。ですので、どちらの法律も5年の見直し規定というのを残してございますが、それを待たずに状況の把握、この両法の施行状況の把握については積極的にやっていこうということを両検討会ともコメントとして頂いて、それを着実に実行していきたいと思っております。

あともう1点、情報発信の観点に関しまして崎田委員から頂きました。これは崎田委員がおっしゃられるとおり、清水委員がおっしゃられるとおり、国としてやっていきたいと思えます。様々な会議の場もありますし、ホームページの場もあります。当然、CAとして問い合わせを受ければ、それは真摯に対応し我が国の技術というのを。情報発信のやり方はいろんなやり方があると思っておりますので、それは随時皆様に御相談させていただきながら、やらせていただきたいと思っております。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。今の回答でよろしいでしょうか。森口委員、どうぞ。

○森口委員 今回の回答は多分、霞が関としては極めて真っ当な御回答だと思います。私はそのことは重々理解しておりますけれども、端的に言えば分かりにくいんですね。日本の法令というのは、基本的にはこれまでの法令はあって、その変えたところだけをこのように書くというのが習慣かと思えますけれども、そのことによって、やっぱり過去からのもろもろのことを全部熟知していないと、結局何が規制対象で、何が規制対象ではないか、分からないと。そのことによって、また混乱が起きるということを懸念しているわけでございます。スライドの9で、この問題に非常に詳しいであろう佐藤委員の方から、なぜバッテリーがここに書かれていないのかという御発言が出てくるわけですね。

一方で、せっかく今回の中で4品目足されているのであれば、それも足されたリストと足されていないリストが、結局のところ、ここだと非常に近いものだけでも、2種類並立してしまうということになるわけですし、関係者には分かるんだけど、そうではない人にとっては非常に、やはり分かりにくい制度だと思いますので、なぜそのところが

分かりやすくできないのかという根本的なところを、あらためて、あえて問題提起をさせていただきます。

○中村座長 ありがとうございます。もうこれに対する回答はよろしいですね、そのとおりだというような雰囲気でございますが。他に何かございませんか。どうぞ、寺園委員。

○寺園委員 ありがとうございます。有害使用済機器の検討会の座長を仰せ付かっていた立場としまして、先ほどの環境省の御回答に加えたい気持ちはあるんですが、立場上なかなか難しく、環境省の方々に同情するものでありますが、分かりにくいというところはそのとおりであると思います。私としては、32品目についてはおおむねフローが分かっているので、その他のものについてはこれから実態を把握するべきであるというところが、とりまとめとして記されましたので、それを至急やっていただいて、できるだけ両法で統一的な対応をした方が良いと考えております。

関連しまして、16ページ目のところでフロー図がありまして、先ほどバッテリーについてはどうなのかということにつきまして、私も一つコメントを申し上げたいのですが、この16ページのところが混合物の取り扱いに対するもののフローになっていて、これはあくまで混合物の中で判断基準1として、この右上にあるものがあるかないかということ、それからさらに判断基準2として、濃度基準がどうかというフローになっていますが、これはあくまで混合物に対するものです。

これのもう一つ上に、先ほど経産省が御説明されたリストAに該当するか、リストBに該当するかということで、バッテリーが含まれているものはリストAの範疇ということで、それは当然バーゼル対象物であるというフローがあったと思いますので、その関係が少し分かりにくいので、この辺をもう少し整理して周知いただければ良いかなと思いました。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。他に。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 追加で申しわけありません。おっしゃるように、今日の会合はバーゼル法でございますので、廃棄物処理法の中での雑品スクラップの問題それそのものの議論でないということは理解しております。

それを理解した上で、なぜ廃棄物処理法における雑品スクラップが問題かというのは、やはり雑品スクラップヤードに置いてあるものが環境負荷を発生しているということだと思います。雑品スクラップヤードの問題に対応するときに、家電リサイクル法と小型家電リサイクル法は、とりあえずフローが分かっているから規制するという発想ではなくて、雑品スクラップヤードにどんなものが今まで置いてあるかという、不適正保管、不法投棄の実態から見て、こういうものが多くあるから規制しようとするのが、本当は生活環境保全上の必要から考えると正しいのではないかと思います。

そうすると、私の知る限りでは、やはり不法投棄が多いものという、有価であるとして買ってきたけど、流通ルートが不完全であるものは対象にすべきです。ここには入っていませんけれども、例えば古タイヤ、それからバッテリー、それから消火器、こういうも

のは一部有価だと言われながら、一部に有価物として集める人がいて、その結果野外に山積みになっているケースが現実には発生し、環境負荷が大きいわけですね。

このような雑品ヤードの問題というのは、家電や小型家電リサイクル法のリサイクル率を上げるためではなくて、むしろそこで発生している火災とか土壌汚染というものが重大だということが問題だと思います。その観点から、やはりもう少し品目を考えていただかないと、いつまでも小型リサイクル法と家電リサイクル法の発想しかないと、それによって不適正保管の実態との乖離が出てくると思いますので。

バーゼル法としては、有害物に視点があるため、鉛バッテリーを今まで対象にしていたのです。鉛バッテリーはバーゼル法の規制対象物ですが、他の雑品に紛れ込んでいいる可能性もあると思います。そういう紛れ込む可能性も考慮し、廃棄物処理法においても統一的に全体的な規制を強化していただきたいというのが私の希望であります。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。何かございますか。齊藤委員から先に、では。

○齊藤委員 趣旨としましては、今の佐藤委員等のヤードの取締りを徹底していただきたいという点に賛同しての意見ですが、細かいコメントと質問になります。先ほど森口委員から4品目について話がありまして、8ページに書かれていて今言われていない業務用機器についても、9ページに微妙な書き方がされていたりしつつ、きちんと入り込んでいない気がしますので、給湯器、配電盤に加えて、業務用機器についても同じようにしてほしいというのと。

あと、質問ですが、11ページの方に、今回の話題に挙がっていないものとしてラジエターがあって、結構な貨物量になっています。これは有害の可能性がほとんどないから今回対象になっていないのか、発想としては佐藤委員と同じですが、とても多いのに入っていないということの理由がもしあれば教えてください。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。寺園委員、御質問は後でよろしいですか。それではまずこの御質問に対する御回答が、もしございましたらお願いします。それでは環境省さんの方からですか。

○工藤課長補佐 これらの品目の追加は環境汚染を防ぐという観点で、そもそも廃棄物処理法はそのための法律でございます。このヤードの対策もその観点でやっています。家電の4と28品目も、まず電池が入っているということで、火災の原因となっているのが、電池が入っているものが非常に多くて、火災を起こす原因になることが多いということや、鉛が含まれていることも多いということで、あくまでもこれはリサイクル法の補完のために4プラス28品目と言ったわけではなくて、あくまでも環境保全上の観点からこれを指定したというのは、大前提の趣旨として入ってございます。そのどこまでいくかというところで、ずれが起きたということと、その点は御理解いただければと思います。

ラジエターに関しましては、私は手持ちの資料がないですが、そこまでの有害性のある物質が入っているかどうかというところと、検討会の中では非鉄連合会の方にも入っていただいて、いわゆる取引実態の多さというところで、この4プラス28品目に加えた配電

盤であるとか給湯器、こういったものは、それだけで市況が立つようなものであるというところがあって、ここを特出したというところでございます。そういった差があってそこは入れたけれども、ラジエターまでは入れなかったというところでございます。ラジエターの有害性は恐らく低いと思いますが、手持ちのデータが今あまりないというところでございます。すみません。

○中村座長 何か付け加えるようなことは、経産省さんからは特段ございませんか。それでは寺園委員、どうぞ。

○寺園委員 先ほど佐藤委員から鉛バッテリーのことに付いて追加の御意見がありましたので、私も追加で補足、意見、コメントさせていただきたいと思ひます。雑品スクラップ業者の中で、確かに鉛バッテリーを取り扱っている業者が多いです。ただ、それを鉛バッテリー以外のその他の雑品と同様にまぜ込んで取り扱っているという業者はほとんどなく、鉛バッテリーはそれなりに仕分けをして韓国等に輸出されていることが多いです。それ以外、鉛バッテリー以外の雑品スクラップについては、ほぼ中国向けに輸出されていることが多いと理解しております。

ということで、雑品スクラップの中でしっかりと鉛バッテリーを位置付けるかどうかということについては、一緒に入っていないから即それが問題だということは、私は現在の取り扱われ方を考えると、そう考えなくてもいいのではないかなと思ひてはおります。

ただし、このバーゼル法合同会議で議論してきました経緯としては、廃棄物処理法とバーゼル法の両法の規制が行われているものの対象として、すき間が存在していると。つまり、国内での取引については廃棄物処理法が規制対象を設けていて、水際以降のものについてはバーゼル法が規制対象を設けているけれども、例えば鉛バッテリーのようなものについては、国内で取引されているとき、水際より以前の国内取引については、廃棄物処理法もバーゼル法も、どちらの法律も規制の対象とできていないから、すき間が存在するという議論がありました。本来は鉛バッテリーの国内取引についても、この合同会合での議論のときに、やはりどうやってそのすき間を解消するかという議論があつてしかるべきだったと私は考えております。それは私の個人的意見です。今でも同じです。

有害使用済機器の方に鉛バッテリーが入らなかった、先ほど申し損ねたもう一つの説明としましては、「有害使用済機器」という名称で廃棄物処理法の中で規制対象を議論したものですから、32品目というものについてはこういう機器であると検討会で議論を行いました。

そのときになかなか苦しかったのが「機器」という名前です。鉛バッテリーは、例えば自動車などの製品全体の中の一つの部品であるというような理由でもって、これは「機器」と呼ぶことはできないというような説明を、私は霞が関の方からお聞きしました。それはどうなんだろうということで、こういう、ここで議論されるような問題が生ずるのではないかと考えておりましたので、いろいろな抵抗は試みましたが、「機器」という名称が今も引きずっていることは確かです。

それについては、ただ、法改正をして、その年のうちにそれを変えるということはなかなか難しかったというのは事実ですし、「有害」という名前も、その「有害」という言葉の

定義をぎりぎりと言っていくと、それが対象の内容を過度に狭めるおそれがあるということで、この「有害」という言葉と「機器」という言葉については将来的に再考していただきたいということを、検討会のとりまとめの中では入れさせていただきました。私から追加でコメントさせていただきました。ありがとうございます。

○中村座長 ありがとうございます。そういう事情だそうです。確かにあれを機器と言うと、いろいろあるかもしれませんね。それでは森口委員。

○森口委員 再三恐縮です。先ほど齊藤委員から9ページ目の業務用機器について言及されましたのと、いみじくも今、寺園委員から、別の文脈ですが「機器」という言葉について議論が出ましたので、この9ページの脚注の「機器」という言葉の解釈についてお尋ねをしたいんですけれども。

具体的には、これはちょっと分かりにくい文章なんですけど、「家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器も対象とし」と書かれているので、家庭用と類似のものであれば対象になると読めるかと思うんですけれども、ここで言っている「機器」というのは、この1から32の品目、番号単位で判定をされるのか、そうではなくて、やっぱり個々の機器ごとに、これは該当するのかどうかという判断をされるのか。そうすると、結局その該当判断を一個一個やらなければいけないということになりかねないのかなと思います。

ここの脚注はどのように具体的に読んで、どのように運用されるのかなというのが分かりにくいから、例えば家電4品目に関して言えば、何かあればこれは対象になって、何であれば対象にならないのかという辺りはいかなものなののでしょうか。

○中村座長 では御回答をよろしくお願いします。

○白鳥課長補佐 環境省の白鳥でございます。今の森口委員の質問に関してなんですけれども、基本的にはこの掲載されている32品目の中で家庭用というものがあるとすれば、それに類似して、外観上、現場で判断できないようなもので業務用があるとすれば、それについても対象にするということでございます。

より具体的には、例えばエアコンディショナーに関してリサイクル法の中でよく議論があるのは、型番だけ違うんだけれども、物としては家庭用と業務用で同じものがあると。ただ、リサイクル法上の対象になっていないので、現場での運用がなかなか難しいという意見がありまして、そういった場合にも構造が同じであれば、当然構成も同じですし、有害性なり有価性というのもほぼ同等であろうということで、仮に業務用というものであっても対象にするということでございます。

○森口委員 というお答えを伺った上で、そうすると家庭用機器とは、やはり外観上ははっきり区別が付くんだけれども、このバーゼルの該当物かどうかという、むしろ物理的、化学的特性から、本来対象とした方がいいような業務用機器が漏れるおそれはないのかどうかというのについては、どのような検討が行われたのか、お教えいただければと思います。

す。フロン回収とかの関係でも同じような問題があったかと思いますが、お教えいただければと思います。

○工藤課長補佐 整理しますと、エアコンの明らかな業務用の機器は、バーゼルは対象です。バーゼルの規制対象には、いわゆるあらゆる業務用機器を含んでございます。廃掃法はあくまでも家電なんですけれども、全く同型のものというものが業務用として作られているケースがございます。家電リサイクル法の対象ではないんだけど全く同じ形というものがあるので、それは例外的に廃掃法の対象にもなると。我ながら説明していて分かりにくいんですが、これを分かりやすいようにしたいと思います。

○森口委員 すみません、分からないんですが、明らかに業務用のものはバーゼルの対象になっているというのは、今日の資料の中ではどこに書いてあるのでしょうか。

○工藤課長補佐 8ページ目の4ポツになります。「リサイクル法の対象機器と同種の業務用機器」という文言でございます。四つ目でございます、四つ目というか。3ポツが廃掃法と。

○森口委員 分かりました。そうすると「対象機器と同種の業務用機器」と書かれている、ここの「同種」と、9ページに書かれている「差異について、現場での判断が容易ではない」ということとは、別のことが書かれているということなんですね。

○工藤課長補佐 おっしゃるとおりです。

○森口委員 やはり分かりやすくしていただきたいと思います。日本語として極めて難解だと思います。

○工藤課長補佐 申しわけございません。

○青柳課長補佐 今御覧いただいている9ページ目のスライドは廃掃法の有害使用済機器の資料ですので、※印の部分は、廃掃法ではこのように判断するという注意書きでございます。バーゼル法では32品目、業務用であれ、家電であれ、全く差異なくバーゼル対象物として取り扱うという形にさせていただいております

加えまして、16スライド目のフロー図ですが、これはまさに寺園委員の方から御説明いただいたとおり、混合物の取り扱いということで整理をさせていただいております。判断基準1として32品目プラス4品目が入っていた場合は除去して頂いた後、判断基準3にて例えば鉛蓄電池であったり、分別されていない電池というものが、既にバーゼル法の規制対象物として決まっておりますので、これで規制の対象になるものは例え32+4品目を除去した後でも規制対象という形を取らせていただきたいと思います。判断基準1、2、3もいずれにも当たらないもののみが規制対象外となるということで、このフロー図を記載しております。実際の運用までには分かりやすいフロー図を作らせていただき

たいと思っております。

○中村座長 森口委員、よろしいでしょうか。

○森口委員 せっかくですので、分からないことは一通りお聞きしたいんですけども、そうしますと、8ページ目のあの四つ目のポツで、今の32品目は、もともとの廃掃法側の32品目と「同種の業務用機器」も含まれるという話等々が書かれているんですけど、これの頭が「これに加え、廃棄物処理法と異なるバーゼル法の観点及び現場での迅速な判断の観点」ということで、なぜこのような観点から、このような区別をしなければいけないかというロジックがますます分からないんですけども、なぜなのでしょう。

○青柳課長補佐 バーゼル法の観点からですと、やはり有害であるかどうか、有害性というところがバーゼル法の判断の価値基準でございますので、いわゆる業務用の機器であれ、家電であれ、同じ有害物が含まれているものは対象物になり得るという整理としての今回、追加とさせていただきます。

○森口委員 申し上げたいことは、基本的に何ら対立していなくて、同じことを言っているような気がするわけでありまして、そうであれば、要するに同じく有害性の観点から問題なのであれば、廃掃法側も同じように指定していただければ、それで必要十分ではないかと考える次第です。

○中村座長 回答されますか。

○工藤課長補佐 おっしゃるとおりのところはあろうかと思います。ただ、実は、廃棄物処理法はそこに存在するだけで規制対象となります。ただ、バーゼル法は、あくまで目的がリサイクル工程に行くというのが観点として入りますので、リサイクル工程に行くイコール有害性が発露する可能性が、蓋然性が高いという観点もあるかとは思っております。

○中村座長 文章としてはちょっと分かりにくいかと、個人的には思います。そこに入っている思想そのものは、多分ほとんど変わりがないと理解しています。ただ、文章としてはちょっとどういうふうに考えるのかなというのは、御指摘の点は、少し経緯を分かっている方は確かにまだ何とかなるかもしれませんが、何も経緯が分かっていないで、これだけぽんと見せられると、ん？という感じがなきにもあらずかもしれません。他に何か、よろしいでしょうか。どうぞ、小島委員。

○小島委員 本合同会議の主たる議論内容ではないんですけども、輸入を円滑に進めるために、日本側での改正だけではなくて、相手国側のいろんな手続の問題もありますので、その点に関しては、きっちり国際交渉をしていかなければいけないのかなと考えております。一応その点は指摘をしておきたいと思っております。

○中村座長 ありがとうございます。他に御意見はございませんでしょうか。それでは御意見としては承りましたということで、この合同部会としてワーキンググループのとりまとめはこのままオーケーですよということを、ある種、結論として出したいんですが、今のお話ですと、ちょっと文章的に見直してくださいという御意見のような気がします。中身についての議論は、ほとんど一致しているのかなという感じがします。

これに関して、もちろんここで、合同委員会で決まったからといって、まだこれで全部が決まりだというわけではありません、その次の工程がありますけど、これは事務局として少し文章を見直すというような作業は、されることはお考えでしょうか。

○工藤課長補佐 はい、実施いたします。

○田中室長 本日頂いた御意見の中には、廃掃法の部分というところもかなりあり、そこは、この場がその議論として適切なのかという問題があるとは思いますが。

一方で、バーゼルについても、ややその表現ぶりとして分かりにくい等の御指摘も頂きました。この点については、この後、この報告書を踏まえて具体的なバーゼル関連省令等の作業をやっていくということになりますので、その中で是非今日頂いた御意見も踏まえて分かりやすい制度にしていきたいと考えております。

○中村座長 ありがとうございます。環境省さんもそれでよろしいでしょうか。

○相澤室長 ありがとうございます。今経産省さんが申し上げられたとおりでございまして、資料等がバーゼルの方もちょっと分かりにくいところがあったかと思いますが、その辺は分かりやすくした上で、次の手続に移らせていただくという形で。

廃掃法の方は、おっしゃるとおり、いろいろ御指摘、これは実は検討会の方でも御意見を頂きましたし、その後の制度専門委員会という中央環境審議会の方の中でも、同じような御意見も結構頂いているところでございまして、寺園先生から御指摘のありましたとおり、実態を速やかに把握して考えていくべきではないかというところを御指摘いただいているところだと思っておりますので、そうしたところをしっかりとっていくということで実態を、このバッテリーを含めて把握して、必要な対応を考えていくということを宿題として、こちらの方でも検討させていただければと思っておりますし、また、そういったことを関係する省庁さんとも御相談をして、政策を考えていきたいと思っております。

○中村座長 ありがとうございます。それでは文言そのものは、今から具体的な政省令をお作りになられるときにまた検討されて、それが事前に出るんですかね。

○田村管理官 パブリックコメントをさせていただきます。

○中村座長 パブリックコメントが出ますよね。そういうことで、そちらで対応させていただくこととさせていただければと思います。ということで、ワーキンググループのとりまとめとしてはこれで、そういう条件付きということでした承するというところでよろしゅう

ございましょうか。ありがとうございました。ではそういう形で進めさせていただければと思います。

（２）今後のスケジュールについて

○中村座長 それでは次の議題（２）今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願い申し上げます。

○青柳課長補佐 では資料２に基づきまして、今後のスケジュールの予定を説明させていただきます。１月、バーゼル法の政令の方が公布されまして、２月から３月に、今回のとりまとめに基づいた省令案のパブコメを実施させていただく予定です。ちょっと分かりにくかった部分はこの部分で、パブコメの際に修正をさせていただければと思っております。

その後、春に省令を公布させていただきまして、ガイドライン・各種規定を整備しつつ、全国の説明会を実施させていただく予定でございます。

その後、１０月１日に改正バーゼル法を施行という予定になっております。

参考までですが、改正廃掃法の方は４月の１日に施行予定でございます。有害使用済機器を取り扱っているヤードの届出期限が施行から６カ月となっていることから、バーゼル法、廃掃法を合わせまして、１０月１日に国内ヤード、水際の規制をスタートできるようにと考えております。以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。ただ今の御説明に関して、何か御質問等はございますか。タイミング的には、結果的には一致して入ると、何かそのような状況のようでございます。何か御質問、御意見はございますか。特によろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは御意見がないということです。一応これで審議予定は終わりでございます。検討委員会の小島座長を含めて、寺園委員も含めて、どうもありがとうございました。それでは細田座長に。

（３）その他

○細田座長 御議論ありがとうございました。私は今いろいろ御議論を伺って、質疑を伺っておりまして、やはりこの、ここでやった仕事というのは結構難しいことだったんだなということを痛感しております。

それはどういうことかと申しますと、もうこれは屋上屋を重ねるかもしれませんけれども、三つ分かりにくいことがありまして、一つは構造上、バーゼル国内法と廃掃法の構造が極めて違っている、極めてというところまで言っているか、分かりませんが、法の構造も違っているし、対象も目的も、重なるところはありますけど、違っている。そこで、これが全部分かるように書き始めようとする、恐らく資料も膨大になって大変なことになるのではないかと、その辺は事務局が大変苦労されたのではないかと思います。

それからもう一つ違うのは、構造上の違いと被るんですけど、歴史も廃掃法の歴史と、それからバーゼル法ができた、バーゼル条約は多分ココ事件ですね、カリンＢ号事件と

か、そういうちょっと異質な、極めて有害性の強い廃棄物の事件から引き継がれてきて、できた法律というその歴史、そして我々のこの議論の経緯もその中に、歴史上、位置付けられるので、そこも違っている。

それからもう一つ、これは環境省、経済産業省の方からは多分言いにくいことなのかもしれないけど、例えば、これは私の想像ですが、内閣法制局とやり取りするときに、「機器」と言うべきなのか、何と言うべきなのか、恐らく議論があったであろう。その中で苦渋の決断をされて、こういう言葉が使われたのではないかなと、強く拝察されるわけでございます。

そういう苦労があって、やっぱり言えないことと言えることもあって、こういう分かりにくさもここに出ていて、そこでここを説明しているということも十分分かるわけで、分かりにくさが、随分構造が違ったものもあって、多分やりにくかったのではなかったかと思えます。

ただ、そうはいつても、これは国民に対する説明責任を果たさなければいけませんので、各委員からあった御指摘に関しては、やはりある程度というか、かなりの程度、分かりやすい方向で何とか努力をしていただくのがいいのではないかなと思います。是非その辺の方向で努力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中村座長 どうもありがとうございました。バーゼルの検討会は何年前でしたか、細田座長が環境省の方で検討会を始められましたよね。それから3年たって、やっとここまで来たということでございます。

ただ、一つ、是非皆さん、頭に入れておいていただければと思いますけど、確かにこれで国内が、海外との取引という意味で対応ができるようになる。すなわち、これからは自分の責任のもとで、我々はしっかり中でやらなければいけないということになりますし、大きな転換はやっぱりある意味、隣国の中国が完全にミックスならびに廃プラを止めた、これはこの法律改正とともに大きなインパクトがあったのではないかと。逆に言うと、あれが止まったからこれをやったと言うと、相当我々は非難を受けていたのではないかなという気がちょっとしております。そういう意味では、ぎりぎりセーフだったのかなと、そういう感じを受けております。

まだ文言については、森口委員が言われたように、多少分かりにくいところがありますので、この辺りは整理して、また大変かもしれませんが、是非両省で御検討いただいて、できるだけ多くの方々が素直に分かるという形にしていいただければと思います。

それでは、これで本日の委員会は終了させていただきます。では事務局の方にお返しいたします。

3．閉会

○田村管理官 中村座長、ありがとうございました。本日御議論いただきましたとりまとめに基づきまして、ただ今御説明いたしました今後のスケジュールに沿って、バーゼル法の省令等、詳細ルールを分かりやすく策定していくということとなります。委員の皆様におかれましては、昨年10月から1年を超える長い期間、御議論を賜りまして、大変ありが

とうございました。また、検討会に御参加いただきました委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして小島座長、誠にありがとうございました。

本日の議事要旨及び議事録でございますが、産業構造審議会のルールでは、議事要旨を翌日までに公表することとしております。恐れ入りますが、本日の議事要旨につきましては事務局に御一任くださいますよう、お願いいたします。なお、議事録につきましては事務局にて原案を作成しまして、後日、委員の皆様にご確認いただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは閉会に当たりまして、両省からも御挨拶を申し上げます。はじめに、環境省環境再生・資源循環局の山本次長から御挨拶申し上げます。

○山本次長 先生方、本当にありがとうございました。この検討会も丸1年間、この会議でも御議論いただきましたし、それ以外にも技術的な検討も詰めていただきました。さらに言えば、先ほど御紹介があったように、バーゼルのそもそもの検討のところから考えると、本当に長い期間、たくさんの先生方に貴重な御助言を頂きながら、ここまでやっとなたということで、本当にお礼を申し上げたいと思います。

おかげ様をもちましてバーゼルの世界は、条約との整合の問題だとか世の中の動きだとかについていろんな御指摘があった中で、随分この検討を通じて難しい問題を解きほぐしていただいて、かなり整理がされた。これをしっかり施行して運用していくということがものすごく大きなことだということで、経産省と力を合わせて、これからしっかりとやりたいと思っております。

本日いろいろ御指摘いただいた廃掃法との問題、これはすき間の問題で、本当にこれも難しい問題を、これも詰めた議論をしていただいて、随分埋めていただいた。ただ、なかなかやはり、細田先生からおっしゃっていただいたように、埋め切れない部分、両者のそもそものちょっとずれている部分とかがありまして、なかなか分かりにくい、埋め切れないという思いがあって、その点につきまして検討会報告の中でも、いろんな将来的な課題を御指摘いただいているところです。

でも、ただ、廃掃法の中で今回、使用済のこういった機器について、実際にヤードの取締りができるようになったというのは、これはものすごく大きなことだと思っておりますので、まずはこれを運用するということと併せて、早急に実態を、並行して把握をして、これを最大限活用して、いろんな今の世の中、中国の動きも踏まえて、いい循環ができる、環境汚染をしっかりと防止できる、これを現場でできるように、環境省としても廃掃法の方も全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きの御指導を頂ければと思います。本当にありがとうございました。

○田村管理官 続きまして、経済産業省大臣官房審議官の岸本から御挨拶申し上げます。

○岸本審議官 経産省産業技術環境局の審議官をしております岸本でございます。本日は長きにわたる御議論、大変ありがとうございました。昨年8月の第5回合同会議、今回の会議をもちまして、バーゼル法の見直しに関する一連の議論について一区切りを迎えたということで、大変ありがたく思っております。

会合の委員の皆様におかれましては、昨年１０月末からずっと議論いただきまして、あらためて御礼申し上げたいと思っております。バーゼル法制定以来の初の見直しということで様々な論点がございました。そうした結果、２５年ぶりのバーゼル法改正を含め、ここまで議論が進展したというのも皆様のおかげと、あらためて感謝申し上げたいと思っております。

また、小島委員を座長とする検討会におきましても、今日御議論がありましたように、非常に細かい議論になって難しいところがございますけれども、本日御参加の寺園委員、村上委員にも御参加いただき、多岐にわたる内容につきまして詳細に御議論をとりまとめいただきまして、大変ありがとうございました。前回の会合で中村座長がおっしゃったように、最後の魂を入れ込む作業ということで大変感謝しております。

今後は、本日の審議でも御議論がございましたように、分かりやすく、しかも現場にできるだけ迷惑をかけない形で実施していくということが重要だと思っております。委員の皆様の御意見を踏まえて、分かりやすく省令等の詳細ルールを整備させていただきまして、本年１０月から円滑に改正バーゼル法が施行されるように、環境省、関係省庁とも協力しながら進めていきたいと思っております。

先ほど細田座長からも話ございましたけれども、様々な議論の中で、これは注目される分野になったと思っております。経産省といたしましては、環境汚染防止に関する条約ではございますけれども、国際的な資源循環という観点からも注目しているところでございまして、汚染防止も図りながら、他方で資源の再利用、循環、リサイクル、こうしたものも進めていくことが重要だと思っております。

そうした中で、様々な考慮をしている中で分かりにくくなってしまうと元も子もないので、分かりやすい運用に努めながら、全体として汚染防止と、それから資源の活用が進むように進めていきたいと考えてございます。

最後になりますけれども、委員の皆様におかれましては、引き続きこちらの分野につきまして関心を持って、様々な機会でも今後とも御指導、御協力を賜りたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

○田村管理官　以上で第６回中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループの合同会議を終了いたします。長時間御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

以上